

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年11月11日
【四半期会計期間】	第35期第2四半期（自 2021年7月1日 至 2021年9月30日）
【会社名】	ネットワンシステムズ株式会社
【英訳名】	Net One Systems Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 竹下 隆史
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー
【電話番号】	03(6256)0600
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 勝村 忠雄
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区東品川二丁目2番4号天王洲ファーストタワー
【電話番号】	03(5462)0900
【事務連絡者氏名】	財務経理部長 勝村 忠雄
【縦覧に供する場所】	ネットワンシステムズ株式会社関西支社 （大阪市淀川区宮原三丁目5番36号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

回次	第34期 第2四半期 連結累計期間	第35期 第2四半期 連結累計期間	第34期
会計期間	自2020年4月1日 至2020年9月30日	自2021年4月1日 至2021年9月30日	自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	82,422	77,887	202,122
経常利益 (百万円)	6,486	4,876	18,208
親会社株主に帰属する四半期 (当期)純利益 (百万円)	4,512	3,390	12,321
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	4,180	3,279	12,466
純資産額 (百万円)	67,507	71,374	73,795
総資産額 (百万円)	138,779	149,191	155,782
1株当たり四半期(当期)純利 益 (円)	53.26	39.98	145.42
潜在株式調整後1株当たり四半 期(当期)純利益 (円)	53.13	39.93	145.09
自己資本比率 (%)	48.4	47.7	47.2
営業活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	7,347	4,771	9,800
投資活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	471	898	3,336
財務活動によるキャッシュ・フ ロー (百万円)	2,822	7,051	5,505
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高 (百万円)	35,523	29,250	32,429

回次	第34期 第2四半期 連結会計期間	第35期 第2四半期 連結会計期間
会計期間	自2020年7月1日 至2020年9月30日	自2021年7月1日 至2021年9月30日
1株当たり四半期純利益 (円)	30.75	21.23

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用しており、当第2四半期連結累計期間及び当第2四半期連結会計期間に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

#### 2【事業の内容】

当第2四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

### 2【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

#### (1) 財政状態及び経営成績の状況

第1四半期連結会計期間の期首から「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用しています。詳細については、「第4 経理の状況 1 四半期連結財務諸表 注記事項（会計方針の変更）」をご参照ください。

#### 市場別の受注高・売上高・受注残高

当第2四半期連結累計期間においては、通信事業者事業、パブリック事業及びパートナー事業を中心に受注が好調に推移し、受注高は1,136億7百万円（前年同四半期比11.7%増）と第2四半期連結累計期間としては過去最高となりました。

その一方で、半導体不足に起因する機器納期の長期化の影響で、複数案件の売上時期が下半期以降へと遅延したことで、売上高は778億87百万円（前年同四半期比5.5%減）となりました。受注残高は1,315億57百万円（前年同四半期比16.7%増）となりました。

市場別の内訳としては、エンタープライズ（ENT）事業では、製造業で半導体不足による業績影響の不透明さを背景に投資が控えられたことで、受注高が減少し、売上時期にも遅れが生じました。金融業では当第2四半期連結会計期間が投資時期の谷間となりました。また、機器の納期長期化によって売上時期が遅延しました。

受注高は221億83百万円（前年同四半期比18.8%減）、売上高は220億22百万円（前年同四半期比8.9%減）、受注残高は295億8百万円（前年同四半期比0.5%減）となりました。

通信事業者（SP）事業では、テレワーク等による通信量増加に対応した回線増強に向けて、半導体不足による機器の納期長期化を見据えた前倒し発注が発生しました。また、MSP及び法人事業の支援は継続して堅調に推移しました。一方で、機器の納期長期化によって売上時期が遅延しました。

受注高は229億13百万円（前年同四半期比70.4%増）、売上高は164億98百万円（前年同四半期比14.4%増）、受注残高は246億13百万円（前年同四半期比81.8%増）となりました。

パブリック（PUB）事業では、自治体情報セキュリティクラウド及びセキュリティ強靱化の受注が好調で、前年度のGIGAスクール案件の受注剥落をカバーしました。売上高においては、機器の納期長期化によって売上時期が遅延しました。

受注高は428億22百万円（前年同四半期比2.2%減）、売上高は199億8百万円（前年同四半期比17.0%減）、受注残高は626億96百万円（前年同四半期比8.0%増）となりました。

パートナー事業（ネットワンパートナーズ株式会社）では、前年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けていた主要パートナーのビジネスが、全体的に回復基調になりました。また、第1四半期連結会計期間に約30億円の5G案件を受注し、MSPビジネスも好調に推移しました。一方で、機器の納期長期化によって売上時期が遅延しました。

受注高は249億48百万円（前年同四半期比53.6%増）、売上高は186億33百万円（前年同四半期比2.1%減）、受注残高は146億13百万円（前年同四半期比28.5%増）となりました。

その他（グローバル事業等）では、受注高が7億39百万円、売上高が8億24百万円、受注残高が1億25百万円となりました。

#### 商品群別の受注高・売上高・受注残高

商品群別の内訳としては、機器商品群では、受注高は、通信事業者事業における前倒し発注及びパートナー事業における5G案件が発生し、前年同四半期比で増加しました。売上高は、各市場において機器の納期長期化による売上時期の遅れがあり、前年同四半期比で減少しました。

受注高は706億5百万円（前年同四半期比16.2%増）、売上高は399億88百万円（前年同四半期比14.1%減）、受注残高は552億52百万円（前年同四半期比32.9%増）となりました。

サービス商品群では、「統合サービス事業」によって、受注高・売上高・受注残高が前年同四半期比で増加しました。

受注高は430億1百万円（前年同四半期比5.1%増）、売上高は378億98百万円（前年同四半期比5.7%増）、受注残高は763億4百万円（前年同四半期比7.2%増）となりました。

#### 損益の状況

サービス比率の増加によって売上総利益率は改善したものの、半導体不足に起因する機器納期の長期化の影響で、複数案件の売上時期が下半期以降へと遅延したことで、売上総利益は220億71百万円（前年同四半期比4.3%減）となりました。

販売費及び一般管理費が175億52百万円となった結果、営業利益は45億18百万円（前年同四半期比32.2%減）、経常利益は48億76百万円（前年同四半期比24.8%減）、親会社株主に帰属する四半期純利益は33億90百万円（前年同四半期比24.9%減）となりました。

#### 資産、負債及び純資産の状況

##### （資産）

当第2四半期連結会計期間末の資産合計は1,491億91百万円となり、前連結会計年度末に比べて65億90百万円の減少（4.2%減）となりました。

資産の内訳は、流動資産が1,367億27百万円となり、前連結会計年度末に比べて57億54百万円の減少（4.0%減）となりました。これは主に、棚卸資産が合計で196億64百万円、前払費用が33億68百万円増加し、一方で、受取手形、売掛金及び契約資産が285億36百万円減少したことによるものです。また、固定資産は124億64百万円となり、前連結会計年度末に比べて8億36百万円の減少（6.3%減）となりました。

##### （負債）

当第2四半期連結会計期間末の負債合計は778億17百万円となり、前連結会計年度末に比べて41億70百万円の減少（5.1%減）となりました。これは主に、前受金が77億17百万円増加し、一方で、未払法人税等が40億73百万円、賞与引当金が26億13百万円、買掛金が25億11百万円、未払消費税等の減少等により流動負債のその他が24億66百万円減少したことによるものです。

##### （純資産）

当第2四半期連結会計期間末の純資産合計は713億74百万円となり、前連結会計年度末に比べて24億20百万円の減少（3.3%減）となりました。これは主に、自己株式が16億47百万円増加し、親会社株主に帰属する四半期純利益33億90百万円の計上と配当金の支払い133億89百万円、収益認識会計基準等の適用に伴い利益剰余金の当期首残高が6億38百万円減少したことにより利益剰余金が6億38百万円減少したことによるものです。

#### (2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間においては、税金等調整前四半期純利益の計上等により、営業活動によるキャッシュ・フローは47億71百万円の収入となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローについては、有形固定資産の取得による支出等により8億98百万円の支出となり、また、財務活動によるキャッシュ・フローについては、自己株式の取得や配当金の支払いによる支出等により70億51百万円の支出となりました。その結果、現金及び現金同等物は31億79百万円減少し、四半期末残高は292億50百万円となりました。

なお、前年同四半期との比較は次のとおりです。

##### （営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動による収入は47億71百万円となり、前年同四半期に比べて25億76百万円の収入減となりました。これは主に、売上債権及び契約資産の減少による収入が153億7百万円増加し、一方で、棚卸資産の増加による支出が86億46百万円増加、未払消費税等の減少による支出が19億89百万円増加、賞与引当金の減少による支出が19億47百万円増加、その他の流動資産の増加による支出が17億71百万円増加、税金等調整前四半期純利益の計上による収入が16億9百万円減少、法人税等の支払額が15億45百万円増加したことによるものです。

##### （投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動による支出は8億98百万円となり、前年同四半期に比べて4億27百万円の支出増となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が4億77百万円増加したことによるものです。

##### （財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動による支出は70億51百万円となり、前年同四半期に比べて42億28百万円の支出増となりました。これは主に、自己株式の取得による支出が17億19百万円増加、配当金の支払いによる支出が13億51百万円増加、自己株式取得のための預託金の増加による支出が12億77百万円増加したことによるものです。

(3) 経営方針・経営戦略等

当第2四半期連結累計期間において、当社グループが定めている経営方針・経営戦略等について重要な変更はありません。

(4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

前連結会計年度に掲げた対処すべき課題のうち「不正事案の再発防止」について、当第2四半期連結会計期間における活動は以下のとおりです。なお、以下表における数字とアルファベットの組み合わせ（例：1.(2)-b/c/d）は、再発防止策の詳細項目を示しております。この詳細項目につきましては、2021年5月13日付「再発防止策の追加について」をご覧ください。

1. ガバナンスの改革と推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・牽制強化のためのチェックリストの策定が完了したのから順次運用開始（1.(2)-b/c/d）</li> <li>・自部門のコンプライアンス活動計画について議論する「意見交換会」の開催（1.(4)-b）</li> <li>・経営陣と社員会の選抜メンバーによるディスカッションの実施（1.(4)-e）</li> <li>・社外取締役と株主との対話について方針を策定の上、コーポレートガバナンスガイドラインにて開示（1.(6)-e）</li> </ul>
2. リスク管理体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リスク調査シートについて、今年度方針を策定の上、調査を実施（2.(2)-b）</li> <li>・リスク管理委員会へ全てのリスク情報が集約される体制の構築の推進（2.(2)-c）</li> <li>・有事対応マニュアルの整備（2.(5)-a）</li> </ul>
3. 業務執行に係る体制及び社内体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売及び購買プロセスに関する規程の見直しを実施（3.(1)-b）</li> <li>・実態にあった原価管理ルールの試験運用開始（3.(3)-b）</li> <li>・過度のプレッシャーを排除した追加原価の申請ルールの見直し（3.(3)-c）</li> <li>・付加価値の審査項目のブルダウン化（3.(3)-d）</li> </ul>
4. 監査体制の抜本的な見直し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内部監査室の体制強化に向けたガイドラインの策定（4.(1)-b）</li> <li>・J-SOX評価の見直しを完了（4.(3)-b）</li> <li>・会計リテラシーの高い者の常勤監査役就任についての株主総会における承認完了（4.(4)-d）</li> <li>・内部監査室と会計監査人の意見交換会開始実施（4.(5)-a）</li> </ul>
5. 従業員の声を集める仕組み	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者を窓口とした目安箱の設置（5.(2)-a）</li> </ul>
6. 組織文化の改革・形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人事評価面談に際して、自己点検を目的としたコンプライアンスチェックシートの運用開始（6.(1)-b）</li> </ul>
7. 会計リテラシー教育及び過去不祥事からの学び、啓蒙	<ul style="list-style-type: none"> <li>・会計リテラシー向上に向けた全社員向けeラーニング及び本部長/副本部長/部長/部長向け集合研修の実施（7.(1)-a）</li> <li>・過去不祥事や日々の失敗事例からの学びに関する勉強会/ワークショップの開催（7.(1)-b）</li> </ul>
8. モニタリング体制の継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不正等の有無に係る、内部監査とは別個の定期的な調査の実施方針の決定（8.(2)-a）</li> </ul>

(5) 研究開発活動

当第2四半期連結累計期間における当社グループ全体の研究開発活動の金額は、15億53百万円であります。なお、当第2四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

### 第3【提出会社の状況】

#### 1【株式等の状況】

##### (1)【株式の総数等】

###### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	200,000,000
計	200,000,000

###### 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (2021年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (2021年11月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	86,000,000	86,000,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	86,000,000	86,000,000	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、2021年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

##### (2)【新株予約権等の状況】

###### 【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2021年6月23日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 4 当社執行役員 8
新株予約権の数(個)	150
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 15,000 (注)1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1 (注)2
新株予約権の行使期間	自 2021年7月13日 至 2051年7月12日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 3,447 資本組入額 1,724 (注)3
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5

新株予約権の発行時(2021年7月12日)における内容を記載しております。

(注)1. 新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とする。なお、新株予約権を割り当てる日後、当社が普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。)又は株式併合を行う場合、新株予約権のうち、当該株式分割又は株式併合の時点で行使されていない新株予約権について、付与株式数を次の算式により調整する。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割又は併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。また、上記の他、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、当社の取締役会において必要と認められる付与株式数の調整を行うことができる。なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

### 3. 資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(1)に記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 4. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、新株予約権の行使期間内において、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(囑託社員を除く。)のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日(10日目が休日にかかる場合には翌営業日)を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。
- (2) 新株予約権者が、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び使用人(囑託社員を除く。)のいずれかに在任中若しくは在職中に死亡した場合又はこれらの地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に死亡した場合、その者の相続人は、その者が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。

### 5. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限る。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案のうえ、(注)1.に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後行使価額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
(注)3.に準じて決定する。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の行使条件  
(注)4.に準じて決定する。

(9) 新株予約権の取得条項

以下に準じて決定する。

新株予約権者が、権利を行使する前に、新株予約権の行使条件に該当しなくなった場合、当社は、当社の取締役会が別途定める日をもって当該新株予約権を無償で取得することができる。  
 当社は、以下イ、ロ又はハの議案が当社の株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は当社の取締役会で承認された場合）は、当社の取締役会が別途定める日に、新株予約権を無償で取得することができる。

- イ．当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
- ロ．当社が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案
- ハ．当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(百万円)	資本金残高(百万円)	資本準備金増減額(百万円)	資本準備金残高(百万円)
2021年7月1日～ 2021年9月30日	-	86,000,000	-	12,279	-	19,453

( 5 ) 【大株主の状況】

2021年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式 (自己株式を 除く。)の総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	11,762,000	13.94
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カ ストディ業務部)	ONE LINCOLN STREET, BOSTON MA USA 02111 (東京都中央区日本橋3丁目11-1)	9,113,466	10.80
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-12	6,767,700	8.02
株式会社日本カストディ銀行(信託口9)	東京都中央区晴海1丁目8-12	5,124,500	6.07
TAIYO FUND, L.P. (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	5300 CARILLON POINT KIRKLAND, WA 98033, USA (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	1,920,300	2.28
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM (東京都港区港南2丁目15-1)	1,849,545	2.19
株式会社日本カストディ銀行(信託口7)	東京都中央区晴海1丁目8-12	1,715,300	2.03
J.P.MORGAN SECURITIES LLC-CLEARING (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ 東京支店)	FOUR CHASE METROTECH CENTER BROOKLYN, NY 11245 (東京都新宿区新宿6丁目27-30)	1,651,602	1.96
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営 業部)	P.O.BOX 351 BOSTON MASSACHUSETTS 02101 U.S.A. (東京都港区港南2丁目15-1)	1,470,532	1.74
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	1,440,000	1.71
計	-	42,814,945	50.73

(注) 1. 2021年8月10日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者が2021年8月2日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー (Capital Research and Management Company)	アメリカ合衆国カリフォルニア州、ロサンジェルス、サウスホープ・ストリート333 (333 South Hope Street, Los Angeles, CA 90071, U.S.A.)	8,555,514	9.95
キャピタル・インターナショナル・インク (Capital International, Inc.)	アメリカ合衆国カリフォルニア州90025、ロサンジェルス、サンタ・モニカ通り11100、15階 (11100 Santa Monica Boulevard, 15th Fl., Los Angeles, CA 90025, U.S.A.)	2,030,800	2.36
キャピタル・インターナショナル・エス・エイ・アール・エル (Capital International Sarl)	スイス国、ジュネーブ1201、プラス・デ・ベルグ3 (3 Place des Bergues, 1201 Geneva, Switzerland)	753,900	0.88
キャピタル・インターナショナル株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号 明治安田生命ビル14階	6,557,800	7.63
キャピタル・インターナショナル・リミテッド (Capital International Limited)	英国SW1X 7GG、ロンドン、グロスヴェノー・プレイス40 (40 Grosvenor Place, London SW1X 7GG, England)	106,900	0.12
計	-	18,004,914	20.94

2. 2021年6月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピーが2021年5月31日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
マラソン・アセット・マネジメント・エルエルピー (Marathon Asset Management LLP)	英国WC2H 9EAロンドン、アッパー・セントマーティンズ・レーン 5、オリオン・ハウス (Orion House, 5 Upper St. Martin's Lane, London WC2H 9EA, UK)	3,490,000	4.06
計	-	3,490,000	4.06

3. 2021年2月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2021年2月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	350,000	0.41
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	2,729,900	3.17
日興アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	2,670,800	3.11
計	-	5,750,700	6.69

4. 2021年1月8日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ及びその共同保有者が2020年12月28日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第2四半期会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めておりません。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数(株)	株券等保有割合(%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	1,324,800	1.54
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	3,460,600	4.02
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号	557,700	0.65
計	-	5,343,100	6.21

(6)【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,606,800	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 84,372,600	843,726	-
単元未満株式	普通株式 20,600	-	-
発行済株式総数	86,000,000	-	-
総株主の議決権	-	843,726	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が4,400株含まれております。また、「議決権の数」の欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数44個が含まれております。

【自己株式等】

2021年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ネットワンシステムズ株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番2号JPタワー	1,606,800	-	1,606,800	1.87
計	-	1,606,800	-	1,606,800	1.87

2【役員の状況】

該当事項はありません。

## 第4【経理の状況】

### 1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、太陽有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

## 1【四半期連結財務諸表】

## (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	32,429	29,250
受取手形及び売掛金	63,027	-
受取手形、売掛金及び契約資産	-	34,491
リース投資資産	14,305	14,711
商品	3,009	6,166
未着商品	585	1,144
未成工事支出金	13,970	29,918
貯蔵品	27	24
前払費用	13,691	17,059
その他	1,438	3,961
貸倒引当金	2	1
流動資産合計	142,482	136,727
固定資産		
有形固定資産		
工具、器具及び備品(純額)	3,651	3,467
その他(純額)	853	1,173
有形固定資産合計	4,504	4,641
無形固定資産		
その他	1,467	1,521
無形固定資産合計	1,467	1,521
投資その他の資産		
投資有価証券	171	170
繰延税金資産	3,387	2,658
その他	3,794	3,498
貸倒引当金	25	25
投資その他の資産合計	7,328	6,302
固定資産合計	13,300	12,464
資産合計	155,782	149,191

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	21,124	18,613
リース債務	6,677	7,985
未払金	2,303	1,939
未払法人税等	4,872	798
前受金	17,068	24,786
資産除去債務	172	-
賞与引当金	4,866	2,253
役員賞与引当金	34	28
その他	9,516	7,050
流動負債合計	66,637	63,457
固定負債		
リース債務	14,787	13,510
資産除去債務	522	808
その他	39	41
固定負債合計	15,350	14,359
負債合計	81,987	77,817
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	12,279	12,279
資本剰余金	19,536	19,564
利益剰余金	42,247	41,609
自己株式	987	2,635
株主資本合計	73,075	70,817
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	448	344
為替換算調整勘定	10	6
その他の包括利益累計額合計	438	338
新株予約権	222	168
非支配株主持分	60	50
純資産合計	73,795	71,374
負債純資産合計	155,782	149,191

( 2 ) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第 2 四半期連結累計期間】

( 単位 : 百万円 )

	前第 2 四半期連結累計期間 (自 2020年 4 月 1 日 至 2020年 9 月30日)	当第 2 四半期連結累計期間 (自 2021年 4 月 1 日 至 2021年 9 月30日)
売上高	82,422	77,887
売上原価	59,355	55,815
売上総利益	23,067	22,071
販売費及び一般管理費	16,402	17,552
営業利益	6,665	4,518
営業外収益		
受取利息	0	0
関係会社業務受託収入	68	119
販売報奨金	54	13
団体保険配当金	18	56
その他	124	195
営業外収益合計	265	384
営業外費用		
支払利息	22	20
寄付金	302	-
その他	119	6
営業外費用合計	444	26
経常利益	6,486	4,876
特別損失		
固定資産除却損	3	2
特別損失合計	3	2
税金等調整前四半期純利益	6,483	4,873
法人税、住民税及び事業税	1,672	486
法人税等調整額	300	1,010
法人税等合計	1,972	1,497
四半期純利益	4,510	3,376
非支配株主に帰属する四半期純損失 ( )	2	14
親会社株主に帰属する四半期純利益	4,512	3,390

## 【四半期連結包括利益計算書】

## 【第2四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
四半期純利益	4,510	3,376
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延ヘッジ損益	322	103
為替換算調整勘定	6	7
その他の包括利益合計	329	96
四半期包括利益	4,180	3,279
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	4,186	3,290
非支配株主に係る四半期包括利益	5	10

## (3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前四半期純利益	6,483	4,873
減価償却費	1,399	1,201
のれん償却額	32	-
株式報酬費用	53	51
賞与引当金の増減額(は減少)	665	2,613
役員賞与引当金の増減額(は減少)	98	5
貸倒引当金の増減額(は減少)	0	0
受取利息及び受取配当金	0	0
支払利息	22	20
固定資産除却損	3	2
売上債権の増減額(は増加)	20,034	-
売上債権及び契約資産の増減額(は増加)	-	35,341
棚卸資産の増減額(は増加)	11,013	19,660
その他の流動資産の増減額(は増加)	1,397	3,168
仕入債務の増減額(は減少)	3,159	2,521
未払又は未収消費税等の増減額	1,345	3,334
その他の流動負債の増減額(は減少)	237	830
その他	223	441
小計	10,332	8,915
利息及び配当金の受取額	0	0
利息の支払額	22	20
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	2,880	4,426
その他	82	302
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>7,347</b>	<b>4,771</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	261	738
無形固定資産の取得による支出	203	286
資産除去債務の履行による支出	0	172
貸付けによる支出	1	2
貸付金の回収による収入	4	2
敷金の差入による支出	36	42
敷金の回収による収入	37	272
その他	9	69
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>471</b>	<b>898</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
リース債務の返済による支出	779	671
自己株式の取得による支出	0	1,719
自己株式取得のための預託金の増減額(は増加)	-	1,277
配当金の支払額	2,030	3,382
その他	12	0
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>2,822</b>	<b>7,051</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額	2	0
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	4,050	3,179
現金及び現金同等物の期首残高	31,473	32,429
現金及び現金同等物の四半期末残高	35,523	29,250

【注記事項】

(会計方針の変更)

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することといたしました。これにより、従来一部の販売において出荷時に収益を認識していましたが、検収時に収益を認識することといたしました。また、案件全体を適正価格に按分して履行単位ごとの取引価格を算定し収益を認識することといたしました。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、第1四半期連結会計期間の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、第1四半期連結会計期間の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を第1四半期連結会計期間の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、利益剰余金の当期首残高は638百万円減少しております。当第2四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微です。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形及び売掛金」は、第1四半期連結会計期間より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。また、前第2四半期連結累計期間の四半期連結キャッシュ・フロー計算書において、「営業活動によるキャッシュ・フロー」に表示していた「売上債権の増減額(は増加)」は、当第2四半期連結累計期間より「売上債権及び契約資産の増減額(は増加)」に含めて表示することといたしました。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、前連結会計年度及び前第2四半期連結累計期間について新たな表示方法により組替えを行っておりません。さらに、「四半期財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第12号 2020年3月31日)第28-15項に定める経過的な取扱いに従って、前第2四半期連結累計期間に係る顧客との契約から生じる収益を分解した情報を記載していません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を第1四半期連結会計期間の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。これによる四半期連結財務諸表への影響はありません。

(追加情報)

(不正取引に関する事項)

当社は、2020年3月期において、2014年12月以降、納品実体のない取引が繰り返行われていたことを認識するに至りました。不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて表示しております。

当該不正取引に関連した各社間での清算及び当社における法人税等の更正の請求等は完了しておらず、また各社における損害の賠償等を求める訴訟が継続しているため、今後の状況によっては、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を与える可能性があり、また当該訴訟において当社に責任が認められた場合には、損害賠償債務等の支払いに上記流動負債を充当する可能性があります。

なお、当社は、みずほ東芝リース株式会社(以下「原告」)と日鉄ソリューションズ株式会社(以下「被告」)との間の違約金請求事件について、2020年10月28日付で、被告より訴訟告知を受けました。訴訟告知書によると、当該違約金請求事件は、原告が被告に対して売買契約の解約違約金として10,926百万円及び遅延損害金を請求するものであり、被告が当該違約金請求事件に敗訴した場合、当社元従業員による不正行為に関連した取引に巻き込まれた結果として、当社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求権を行使することになるとあります。当該違約金請求事件につき、当社は、2021年9月17日付で補助参加申出を行いました。

また、2021年6月11日付で証券取引等監視委員会から内閣総理大臣及び金融庁長官に対して、金融庁設置法第20条第1項の規定に基づき、当社に対する81百万円の課徴金納付命令を発出するよう勧告が行われ、その後、2021年6月16日付で金融庁長官から審判手続開始決定通知書を受領しました。当社は、2021年6月23日付で当該課徴金に係る事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出し、2021年8月5日付で金融庁長官より課徴金納付命令の決定を受け、課徴金納付命令決定及び納付告知書に従い、2021年8月31日に課徴金を国庫に納付いたしました。

(新型コロナウイルス感染症の影響)

新型コロナウイルス感染拡大により、テレワーク案件が増加した一方、一部のプロジェクトに遅れが生じていますが、当社グループの事業に対する影響は、現在のところ軽微であります。しかしながら、今後の事業に対する影響につきましては、注視していく必要があるものと考えております。

(四半期連結貸借対照表関係)

次の関係会社の特定仕入先からの債務に対し、保証を行っております。

	前連結会計年度 (2021年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (2021年9月30日)
ネットワンパートナーズ株式会社	2,462百万円	5,001百万円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
給与手当	5,591百万円	6,302百万円
賞与引当金繰入額	2,235	1,895
役員賞与引当金繰入額	56	29
退職給付費用	337	357
賃借料	1,705	1,912
減価償却費	762	623
のれん償却額	32	-

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自2020年4月1日 至2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自2021年4月1日 至2021年9月30日)
現金及び預金勘定	35,523百万円	29,250百万円
現金及び現金同等物	35,523	29,250

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年6月11日 定時株主総会	普通株式	2,033	24.00	2020年3月31日	2020年6月12日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2020年10月27日 取締役会	普通株式	2,033	24.00	2020年9月30日	2020年11月20日	利益剰余金

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

1. 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年6月23日 定時株主総会	普通株式	3,389	40.00	2021年3月31日	2021年6月24日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
2021年11月4日 取締役会	普通株式	3,038	36.00	2021年9月30日	2021年12月2日	利益剰余金

3. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、2021年9月6日開催の取締役会決議に基づき、自己株式440,600株の取得を行いました。この取得等により、当第2四半期連結累計期間において自己株式が1,647百万円増加し、当第2四半期連結会計期間末において自己株式が2,635百万円となっております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)  
 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	ENT 事業	SP 事業	PUB 事業	パートナ ー事業	計				
売上高									
外部顧客への 売上高	24,160	14,416	23,982	19,038	81,598	824	82,422	-	82,422
セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4	1	4	8	19	27	46	46	-
計	24,165	14,418	23,986	19,047	81,617	851	82,469	46	82,422
セグメント利益 又は損失( )	2,293	1,320	1,941	1,601	7,157	41	7,115	450	6,665

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失( )(営業利益)の調整額 450百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用等 450百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。

当第2四半期連結累計期間(自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報並びに収益の分解情報

(単位:百万円)

	報告セグメント					その他 (注)1	合計	調整額 (注)2	四半期連結 損益計算書 計上額
	ENT 事業	SP 事業	PUB 事業	パートナ ー事業	計				
売上高									
機器	9,176	8,701	7,007	14,488	39,374	614	39,988	-	39,988
サービス	12,845	7,797	12,901	4,145	37,688	209	37,898	-	37,898
顧客との契約か ら生じる収益	21,480	16,486	19,650	18,632	76,249	824	77,073	-	77,073
その他の収益	542	12	258	1	813	-	813	-	813
外部顧客への売 上高	22,022	16,498	19,908	18,633	77,063	824	77,887	-	77,887
セグメント間 の内部売上高又は 振替高	-	-	-	9	9	63	72	72	-
計	22,022	16,498	19,908	18,643	77,072	887	77,959	72	77,887
セグメント利益又 は損失( )	1,696	1,345	129	1,753	4,925	70	4,855	336	4,518

- (注) 1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グローバル事業等を含んでおります。
2. セグメント利益又は損失( )(営業利益)の調整額 336百万円には、各報告セグメントに配分していない全社費用等 336百万円が含まれております。全社費用は、主にセグメントに帰属しない一般管理費であります。
3. その他の収益は、「リース取引に関する会計基準」に基づくリース収益等であります。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項(セグメント情報等)」に記載のとおりであります。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 2021年4月1日 至 2021年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益	53.26円	39.98円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,512	3,390
普通株主に帰属しない金額(百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(百万円)	4,512	3,390
普通株式の期中平均株式数(株)	84,728,025	84,798,005
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益	53.13円	39.93円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益調整額(百万円)	-	-
普通株式増加数(株)	204,867	107,340
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

2021年11月4日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議しました。

- (イ) 配当金の総額 3,038百万円
- (ロ) 1株当たりの金額 36円00銭
- (ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日 2021年12月2日

(注)2021年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行います。

訴訟

当社は、みずほ東芝リース株式会社(以下「原告」)と日鉄ソリューションズ株式会社(以下「被告」)との間の違約金請求事件について、2020年10月28日付で、被告より訴訟告知を受けました。訴訟告知書によると、当該違約金請求事件は、原告が被告に対して売買契約の解約違約金として10,926百万円及び遅延損害金を請求するものであり、被告が当該違約金請求事件に敗訴した場合、当社元従業員による不正行為に関連した取引に巻き込まれた結果として、当社に対し使用者責任に基づく損害賠償請求権を行使することになるとあります。当該違約金請求事件につき、当社は、2021年9月17日付で補助参加申出を行いました。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

2021年11月9日

ネットワンシステムズ株式会社

取締役会 御中

太陽有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 柴谷 哲朗 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 印  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 横山 雄一 印  
業務執行社員

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているネットワンシステムズ株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（2021年7月1日から2021年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（2021年4月1日から2021年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、ネットワンシステムズ株式会社及び連結子会社の2021年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報（不正取引に関する事項）に記載されているとおり、会社は、2020年3月期において、過年度から納品実体のない取引が行われていたことが判明したため、不正行為に関連した取引を取消処理したこと等により生じた債務5,553百万円を流動負債の「その他」に含めて計上しているが、当該不正取引に関与した各社間での訴訟が継続しており、各社間での清算並びに法人税等の更正の請求等は完了していない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

## その他の事項

会社の2021年3月31日をもって終了した前連結会計年度の第2四半期連結会計期間及び第2四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表並びに前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって四半期レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該四半期連結財務諸表に対して2020年12月16日付けで限定付結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2021年6月24日付けで限定付適正意見を表明している。

なお、限定付結論並びに限定付適正意見を表明した理由は、以下のとおりである。前々連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表並びに前々連結会計年度の連結財務諸表に修正が必要かどうか判断することができず、前々連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明し、前々連結会計年度の連結財務諸表について限定付適正意見を表明している。当該事項が前連結会計年度の第2四半期連結累計期間並びに前連結会計年度の数値と対応数値の比較可能性に影響を及ぼす可能性があるため、前連結会計年度の第2四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表に対して限定付結論を表明し、前連結会計年度の連結財務諸表について限定付適正意見を表明している。

## 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. X B R L データは四半期レビューの対象には含まれていません。